

令和５年（あ）第９７６号 公職選挙法違反被告事件

令和５年１１月２０日 第二小法廷判決

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人奥津周ほかの上告趣意のうち、公職選挙法１２９条、１４２条１項の各規定について憲法２１条、３１条違反をいう点は、公職選挙法の上記各規定が憲法２１条、３１条に違反しないことは、当裁判所の判例（最高裁昭和４３年（あ）第２２６５号同４４年４月２３日大法廷判決・刑集２３巻４号２３５頁）の趣旨に徴して明らかである（最高裁昭和５５年（あ）第１４７２号同５６年７月２１日第三小法廷判決・刑集３５巻５号５６８頁、最高裁昭和５５年（あ）第１５７７号同５７年３月２３日第三小法廷判決・刑集３６巻３号３３９頁参照）から、理由がなく、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法４０５条の上告理由に当たらない。

よって、同法４０８条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。  
(裁判長裁判官 三浦 守 裁判官 草野耕一 裁判官 岡村和美 裁判官 尾島 明)